

令和6年11月21日 開会
令和6年11月21日 閉会
第 7 回
(通算第 233 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 12 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和6年11月11日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和6年11月21日
2	場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 7 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和6年11月21日
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 米田 銀次郎
欠席委員	農業委員	5番 尾崎 勝典 4番 田村 薫平 10番 見川 恒栄
	農地利用 最適化 推進委員	安永 桂
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時23分 閉会を宣告
今回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		河上 政義 森下保
会期の決定		令和6年11月21日
開 議		令和6年11月21日
備 考		

第 7 回農業委員会
(通算第 233 回)

令和6年11月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	本日の欠席の方は、尾崎さん、見川さん、田村さん、安永さんで、農業委員さん12名の内9名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として河上委員、森下委員を指名します。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	1番について説明します。 農地の所在は朝倉〇〇他合計3筆、合計の面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、名古屋市にお住いの方、譲受人は〇〇さん、朝倉の方です。 譲渡の理由は、申請地を含む土地と家屋と一緒に譲り受けるためです。 今回の申請地の場所は〇〇から蓼野方面に約〇〇mのところにある農地です。有償譲渡で家屋込みで〇〇万円だそうです。 譲受人はこの農地で水稻とリンゴや柿を栽培されるそうです。機械は耕うん機と田植え機を借りるそうです。 周囲の農地への影響ですが、地域の防除計画に準じ、地域の農業経験者から指導を受けながら営農する計画なので、周辺の農業に影響を及ぼすことはないとのことです。 以上ご審議をお願いします。
議長	それでは説明は以上のような事ですが、現地の方を河野委員さんの方に見てもらってますので、ご報告をお願いします。
河野達委員	おはようございます。先般、菊池委員さんと〇〇さん宅に伺って話を聞いてまいりました。〇〇さんは、益田から当町の空家バンクの制度を利用して、今住んでおります。今回譲り受けするのは土地、農地、家です。田んぼに関しては、最近までは〇〇さんが耕作しておったようです。来年からは、農業は初めてらしいですが、自分でやってやろうという事です。機械は知り合いから借りるということで、知り合いが会社の上司という事で、指導してもらう、という事らしいです。今は地域の用排水のメンテナンスなんかは積極的に参加してるらしいです。近隣ともコミュニケーションを取りながら、上手に付き合ってるみたいです。 そういう状況でした。以上です。

議 長	ありがとうございました。それでは朝倉の案件につきまして、みなさんのご意見を伺いたいと思います。 ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。 ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 それでは採決いたします。 第1号議案の1につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、認可されました。 それでは 第1号議案の2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明します。 農地の所在は広石〇〇、以下合計8筆、合計面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん広石の方、譲受人は〇〇さん広石の方です。 今回の申請地の場所は、〇〇付近にある農地で、無償譲渡です。 譲受人はこの農地で水稻や野菜を栽培されるそうです。機械はトラクターや田植え機等を所有されています。 〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作するので問題ないと思われますが、万が一苦情が出た場合は、責任をもって善処するとのことでした。 以上ご審議をお願いします。
議 長	説明は以上のとおりですが、現地の方、〇〇さんでいいですか？ご本人で説明をよろしくお願いします。
〇〇委員	元々は私の祖父の農地があって、これが相続してなかったんで、今回、この相続を綺麗にまとめる時に、祖母の名義に一度して、それから私の名義にします。譲受人は、まだ耕作できるので問題ないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 この件につきまして、利害がある〇〇さんがいらっしゃいますので、裁決の時に退席いただけたらと思います。 それではご意見ございます方、挙手をもってお願いいたします。 ございませんか？それでは採決に移りますが、すみませんが、退席いただいて。 (〇〇委員退室) それでは採決の方に移らせていただきます。

事務局	第 1 号議案 2 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます、〇〇さんの件全員賛成でございましたので認可されました (〇〇委員入室) 認可されました。 それでは続きまして議案第 2 号に移らせていただきます。 議案第 2 号 利用権設定でございます。事務局、説明をお願いします。 議案第 2 号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。 基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 2 ページをご覧ください。 《読み上げ》 4 番の〇〇についてですが、農地の所有者の〇〇さんが、ご実家の福川の農地を耕作されていて、食と農・かきのきむら企業組合へ米の出荷もされていますが、〇〇という法人の売り上げにしたいということで、今回、申し出をされました。法人が農地の利用権の設定をするのに要件がいくつかありますが、そのうちの一つに法人の役員が農業に常時従事することとなっています。〇〇さんは年間 160 日、耕作されており、この要件は満たしています。その他の要件は、個人の場合と同じです。
議長	以上ご審議をお願いします。 今回会社への利用権という事で、ちょっと詳しく説明申し上げました。 それでは、今説明しました利用権設定につきまして、ご意見ある方、挙手をもって、よろしくお願いします。
河野達委員	今、法人の要件で、会社の定款が出とると思うんですが、その中の営業項目で「農業」というのが載ってないといけんのんですが。
事務局	今の「〇〇」の定款をいただいているんですけど、その中の目的としていくつかある内の 1 つに「農産物の企画、及び販売」というのは載っております。

森下委員	企画・販売というのは、どうでしょうか？ 販売はええけど、後の企画というのは、製造じゃないけど、文言としては、製造販売じゃないので。
議 長	農業って書いてあったら問題ないんですけどね
森下委員	企画というのが生産に入るのか。
事務局	法人が農地を所有する場合と借りる場合の要件が違うと思うんですけど、借りる場合の条件は、もうちょっと緩いものになっていて、調べてみたところ、法人が農地を借りる条件には、その定款に農業をする、という事までは書いておらず、1人以上の役員が農業に常時する、という事でOKという事でした。
森下委員	法律が変わって、企業が農業に参入するのがあるけど、それとは、これは違うんですよ、この案件は？
事務局	法律とはいつ頃の改正ですか？
森下委員	5～6年前かな。企業が農業参入するというのがあるんで、それは、その企業が農業分野に進出すると、定款の営業項目の中に入れとると思うんですけど。
事務局	多分その時の要件と変わってはないと思うんですけど、今調べたのは5年前の改正後の要件と思うんですけど、借りる場合でも毎年農業を経営している報告は出してもらうようにはなっているので、その報告を見て確認はしていないといけないと思います。借りる場合は定款の要件はありませんでした。
森下委員	ちょっといいですか
議 長	はい
森下委員	再設定なんだけど、この中で、「25年」という設定があるんだけど、年数の期限というのはないのですか。
事務局	年数の決まりはないんで、中にはずっと借りるという方もいらっしゃいますけど、期限を切って出してくださいとお願いしているので、この橋本さんは25年という

議 長	事を出していただきました。
森下委員	よろしいですか？
議 長	これ以上何も言いません。 ほかにございますか。 無いようでしたら採決の方に入らせていただきます。 それでは、議案第２号の利用権設定につきまして、承認を取りますけど、賛成の方の挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします
事務局	１０ページをご覧ください。この農地法第１８条第６項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。 場所は田野原で、〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は、所有者の申し出によるとのことです。 以上で説明を終わります。 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 ９時 ２３分閉会